

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		東日本銀行		
■取組方針掲載ページのURL :		https://www.higashi-nipponbank.co.jp/about/pdf/fd_plan.pdf		
■取組状況掲載ページのURL :		https://www.higashi-nipponbank.co.jp/about/pdf/fd_efforts.pdf		
原則 2	原則 【顧客の最善の利益の追求】	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
	金融事業者は、高度な専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	取組方針1-(1)、(2) 取組方針2 取組方針5	取組状況1-(1)、(2) 取組状況2
原則 3	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	取組方針1-(1) 取組方針2 取組方針5	取組状況1-(1)、(2) 取組状況2 取組状況3-(3)
	【利益相反の適切な管理】	実施	取組方針4	取組状況4
原則 4	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。	実施	取組方針4	取組状況4
	(注) <ul style="list-style-type: none">・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の手数料を受ける場合・ 委託会社が、同様のルートに属する別の会社から販売された商品を販売・推奨する場合・ 同一主体又はグループ会社内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用用に法人営業部門が取引関係を有する企業を選ぶ場合	実施	取組方針4	取組状況4
原則 5	【手数料等の明確化】	実施	取組方針3-(2)、(3)	取組状況3-(1)、(3)
	金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの準備に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	取組方針1-(1)、(2) 取組方針2 取組方針3-(1)、(2)、(3)	取組状況2 取組状況3-(1)、(2)、(3)
原則 6	【重要な情報の分かりやすい提供】	実施	取組方針1-(1)、(2) 取組方針2 取組方針3-(1)、(2)、(3)	取組状況2 取組状況3-(1)、(2)、(3)
	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利害(リターン)、損失その他のリスク、取引手数料・ 顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性・ 顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選択理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであるべきである)・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合(特にその具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響)	実施	取組方針2 取組方針3-(1)、(2)、(3)	取組状況2 取組状況3-(1)、(2)、(3)
原則 7	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、個別に購入することができるかを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較できることが可能なるよう、それぞれの重要な情報について情報提供する場合(おいても同じ)。	非該当	取組方針3-(2)	取組状況3-(1)
	(注3) 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	取組方針1-(1)、(2) 取組方針2 取組方針3-(1)、(2)、(3)	取組状況1-(1)、(2) 取組状況2 取組状況3-(1)、(2)、(3)
原則 8	(注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報を提供を、分かりやすく行うべきである。顧客においてリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合は簡潔な情報提供する一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合は商品の内容と比較すると容易となるように配意した資料を用いつつ、スクリーチンの關係など基礎的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	取組方針2 取組方針3-(1)、(2)	取組状況2 取組状況3-(1)、(2)
	(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報的重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	取組方針2 取組方針3-(1)、(2)	取組状況2 取組状況3-(1)、(2)
原則 9	【顧客にふさわしいサービスの提供】	実施	取組方針1-(1)、(2)、(3) 取組方針2 取組方針3-(1)、(2)	取組状況1-(1)、(2) 取組状況2 取組状況3-(1)、(2)
	(注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関する点で不足している場合、顧客のリスクの認識の向上を計画して上昇させ、顧客のリスクに対する意識を踏まえた目標達成率や安全資産と投資資産の割り切れた割合を維持し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと。 <ul style="list-style-type: none">・ 具体的な金融商品・サービスについての提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて、横断的の類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと・ 金融商品・サービスの販売後ににおいて、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なオーバーフィットを行こと	実施	取組方針1-(1)、(2)、(3) 取組方針2 取組方針3-(1)、(2)、(3)、(4)	取組状況1-(2) 取組状況3-(1)、(2)、(3)、(4) 取組状況5
原則 10	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、当該パッケージ全体が顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	取組方針3-(2)	取組状況3-(1)
	(注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に付り、商品の特徴を示すとともに、顧客に対する適切な顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	取組方針2	取組状況2
原則 11	(注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の商品(リスクに対する商品の販売・推奨等を行う場合には、商品の属性に顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が過当かつ慎重に審査すべきである)。	実施	取組方針2 取組方針3-(1)、(2)	取組状況2 取組状況3-(1)、(2)
	(注5) 金融事業者は、從業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めようとするともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得るために情報提供を積極的に行うべきである。	実施	取組方針3-(1)、(2)、(5)	取組状況3-(1)、(2)、(5) 取組状況6
原則 12	【従業員に対する適切な動機づけの待避み等】	実施	取組方針3-(3) 取組方針4 取組方針5 取組方針6	取組状況3-(3) 取組状況5 取組状況6
	(注) 金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	取組方針5 取組方針6	取組状況5 取組状況6
【照会先】				
部署		営業戦略部 運用商品推進企画グループ		
連絡先		asset-management@higashi-nipponbank.jp		